

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年9月30日

水 曜 日

第5574号

目次

規則

- | | |
|---|---|
| ○富山県行政組織規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例
施行規則 | 2 |

告 示

- | | |
|--------------|---|
| ○換地処分 | 4 |
| ○保安林の指定の解除予定 | 5 |
| ○道路の占用の制限 | 6 |

公 告

- | | |
|-------------------|---|
| ○県有財産に係る一般競争入札の実施 | 7 |
| ○土地改良事業の工事の完了 | 9 |

規則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第44号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第79条の表富山県介護保険審査会の項の次に次のように加える。

富山県こども支援委員会	富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例（令和８年富山県条例第３号）第18条第２項の規定により知事の求めに応じて、調整等及び意見表明を行い、並びにこどもの権利擁護に関して県が行う普及啓発活動について意見を述べる事務	こども家庭室
-------------	---	--------

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(人事企画室)

富山県子どもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例施行規則を公布する。

令和8年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第45号

富山県子どもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県子どもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例（令和8年富山県条例第3号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

(会議)

第3条 富山県子ども支援委員会（以下「委員会」といいます。）は、委員長が招集し、その会議の議長となります。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができます。

5 委員会は、条例第19条第8項の規定による調査の結果を専門委員に書面又は口頭により説明させることができます。

6 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができません。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、厚生部において処理します。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。

(調整等の申立書等)

第6条 条例第21条第1項の規定による申立てをしようとする者（以下「申立希望者」といいます。）は、次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下この条において同じです。）を作成し、知事に提出しなければなりません。ただし、当該申立希望者が当該書面若しくは電磁的記録の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めるときは、口頭ですることができます。

- (1) 申立希望者の氏名、年齢、住所及び電話番号その他連絡先に関する情報
- (2) 申立希望者が保護者である場合にあっては、申立てに係るこどもの氏名及び年齢
- (3) 申立希望者（申立希望者が保護者である場合にあっては、その申立てに係るこども）が在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (4) 申立ての理由及び目的
- (5) 申立てに係る事案のあった日又は期間
- (6) こども相談センター及びその他の機関への相談等の状況
- (7) 訴訟又は他の機関への不服申立ての状況
- (8) 申立てに係る事案に関係する者の氏名
- (9) 添付資料の目録（添付資料がある場合に限ります。）

2 知事は、前項ただし書の規定による口頭による申立てがあったときは、前項各号に掲げる事項を知事があらかじめ指名する職員に聴取させ、及び当該事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録を作成させるものとします。

3 知事は、前項の規定により書面又は電磁的記録を作成させたときは、申立希望者の状況に応じた適切な方法により、当該書面又は電磁的記録の内容を申立希望

者に確認させるものとします。

4 第1項ただし書の規定による口頭による申立ては、申立希望者が前項の確認を行った時点において成立するものとします。

(調整等手続の併合又は分離)

第7条 委員会は、必要があると認める場合には、数個の申立てに係る調整等手続を併合し、又は併合された数個の申立てに係る調整等手続を分離することができます。

(調整等を行うことが適当でない事案)

第8条 条例第22条第1項第3号の調整等を行うことが適当でない事案として規則で定めるものは、次のとおりとします。

(1) 申立てに係る事案の全部又は主要な部分が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立て（以下この号において「不服申立て等」といいます。）をすることができる行政庁の処分又は職務執行（以下この号において「処分等」といいます。）に係るものであって、当該事案の性質、申立ての目的及び当該処分等の内容に照らし、不服申立て等により処理することが相当であると委員会が認める事案

(2) 条例に基づく委員会の行為に関する事案

(3) 前各号に掲げるもののほか、調整等の必要がない又は当該事案の性質及び申立ての目的に照らし、調整等を行うことが適当でないと委員会が認める事案(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行します。

(こども家庭室)

告 示

富山県告示第427号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、令和 8 年 9 月28日県営農地整備事業上田地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第428号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 年 9 月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村大豆谷字葛山33の 3（国有林）、33の 2、利賀村字向山48の26・48の28・48の30・48の32（以上 4 筆国有林）、47の 1・48の 9・48の17（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、46の 2、47の 5、47の6、47の12から47の22まで、47の27から47の29まで、48の18から48の21まで、48の27、48の29、48の31、48の33

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村大豆谷字葛山 8 の 3・9 の 4・12 の 4・16 の 2・16 の3・39の 8（以上 6 筆国有林）、13（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第429号

道路の占用の制限について

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 9 月30日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類 及び路線名	占用を制限する区域	縦覧場所
県道 中沖呉羽線	富山市呉羽町字古鳥6138番 5 から 富山市呉羽町字古鳥6137番 2 まで	富山土木センター

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

道路の占用を制限することにより、安全な歩行空間を確保するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年10月14日

公 告

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する物件

所在地	数量	地目	予定価格	入札保証金
北海道根室市花咲港362番2	445.31㎡ (登記簿)	宅地	785,000円	78,500円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 9 月 30 日（水）から同年 10 月 30 日（金）までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 場所 富山市桜橋通り 5 番 13 号 富山興銀ビル 4 階
富山県農林水産部水産漁港課経営係
電話番号 076-444-3292（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに、入札

説明書に定める申込書及び添付書類により富山県農林水産部水産漁港課へ簡易書留でお申し込みください（午後5時必着です。）。

5 入札保証金の納付

入札に参加しようとする方は、令和8年11月6日（金）までに、現金書留により前記1の表に掲げる入札保証金を富山県農林水産部水産漁港課へ納めなければなりません（午後5時必着です。）。

入札保証金の納付を確認後、入札保証金納付証明書を発行します。

6 入札書の受付け

入札に参加しようとする方で、入札参加申込み及び入札保証金を納付した方は、令和8年11月19日（木）までに、入札書及び入札保証金納付証明書を、富山県農林水産部水産漁港課へ簡易書留で送付してください（午後5時必着です。）。

7 入札の執行

前記6の送付期限までに受け付けた入札書は、令和8年11月20日（金）午前10時に開札します。なお、入札者の立会いはできません。

8 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

9 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約の締結

落札者は、令和8年11月27日（金）までに契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

11 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

12 用途の制限

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する風俗関連特殊営業その

他これらに類する業の用に供することができません。

- (2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

13 その他

- (1) 現地説明会は実施しません。入札に参加される方は、必ず各自で現地を確認してください。
- (2) 県は、本県の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表するものとします。
- (3) その他詳細は、入札説明書によります。

14 問い合わせ先

富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル 4 階
富山県農林水産部水産漁港課経営係
電話番号 076-444-3292（直通）

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 113条の 3 第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

届出者	事業主体	地区	事業名	工事完了年月日
下条用水 土地改良区	同左	小出	団体営基盤整備促進 事業	令和 6 年 2 月 26 日

